2026 年 10 月

受益者の皆様へ

東京海上アセットマネジメント株式会社

信託終了（繰上償還）に関する書面決議手続きのお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、以下の追加型証券投資信託（以下、「各ファンド」といいます。）につきまして、下記の通り、繰上償還を行う予定ですのでお知らせ申し上げます。

この繰上償還につきましては、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、各ファンドにおいて書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を経て実施いたします。

受益者の皆様におかれましては、本書面および「書面決議参考書類」をご確認いただき、各ファンドの繰上償還に関する賛否および必要事項を「議決権行使書面」にご記入のうえ、弊社までご郵送くださいますようお願い申し上げます。

なお、「議決権行使書面」をご返送いただかない場合は賛成するものとみなされます。したがって、各ファンドの繰上償還にご賛成いただける場合、特に必要なお手続きはございません。

今般の手続きにつきまして、ご理解賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

１．繰上償還の対象となる投資信託の名称

東京海上・再生可能エネルギー・インカム戦略ファンド（毎月決算型）
東京海上・再生可能エネルギー・インカム戦略ファンド（年１回決算型）

２．繰上償還の理由

各ファンドは 2021 年６月 15 日の設定以来、「東京海上・再生可能エネルギー・インカム戦略マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）を通じて再生可能エネルギー発電関連企業の株式等に投資を行い、配当収益と中長期的な値上がり益の獲得をめざして運用を行ってまいりました。

各ファンドは、投資信託約款において、受益権の総口数が 10 億口を下回った場合に、書面決議の可決をもって受託会社と合意のうえ繰上償還させることができると規定しており、現在の受益権の総口数はそれぞれ 10 億口を下回る状態が継続しております。

また、マザーファンドの運用委託先である「TCW Asset Management Company LLC」から、マザーファンドの純資産総額の減少により効率的な運用が困難になりつつあること、および経済環境の変化により再生可能エネルギー発電関連分野に対する投資魅力度が低下していると考えられることから、運用を辞退したいとの申し出を受けております。

このような状況を踏まえ、今後も各ファンドの純資産総額の大幅な増加は見込み難く、本来の運用目標を達成すること、および商品性の維持が困難な状況になることが懸念されるため、繰上償還を行うことが受益者の皆様にとって有利であると判断いたしました。

３．繰上償還にかかる書面決議の日程

受益者の確定日	2026 年 10 月 8 日（木）
書面決議にかかる議決権行使期限	2026 年 11 月 12 日（木）まで
書面決議の日	2026 年 11 月 13 日（金）
繰上償還日（予定）	2026 年 12 月 15 日（火）

４．書面決議の手続きについて

書面決議において議決権を行使できる受益者の方は、2026 年 10 月 8 日（木）現在の各ファンドの受益者となります。該当する受益者の方は、「議決権行使書面」をもって議決権を行使することができます。繰上償還に反対の受益者の方は、同封の「議決権行使書面」に必要事項をご記入のうえ、返信用封筒にて弊社までご郵送ください。2026 年 11 月 12 日（木）弊社到着分までを有効とさせていただきます。

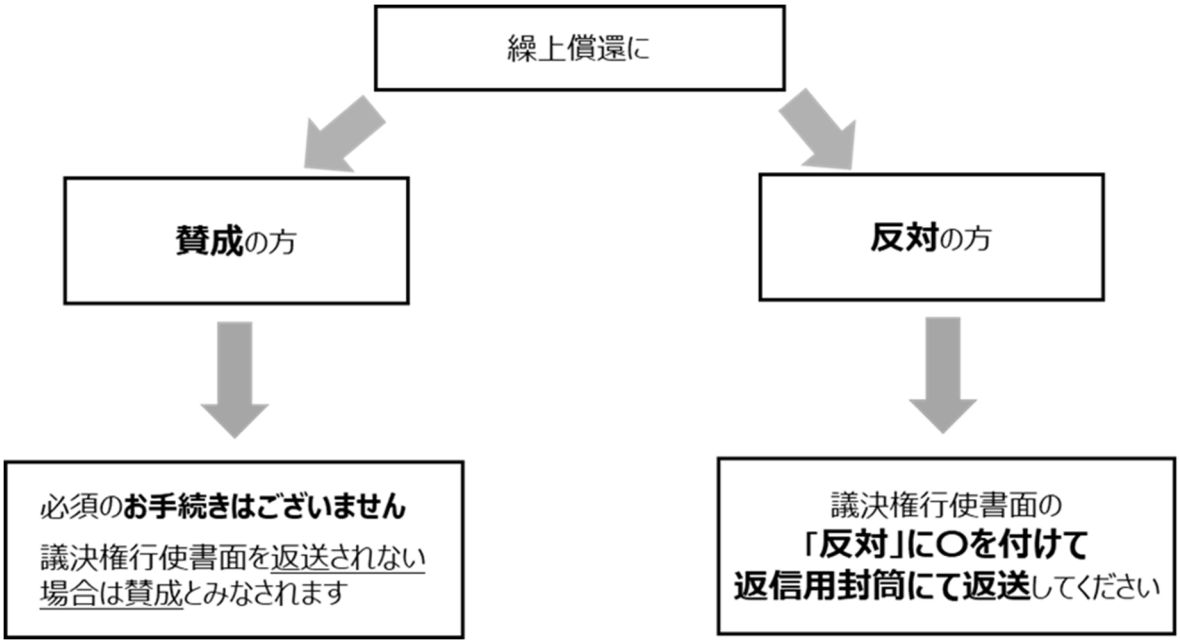

【ご注意事項】

＊議決権を行使されない場合は、賛成するものとみなします。（議決権行使書面の指定された欄に賛否の表示がない場合、書面決議にかかる議決権行使の期限までに書面が到着しない場合も賛成するものとみなします。）したがって、賛成される場合、議決権行使書面を郵送いただく必要はございません。

＊同一の受益者の方が、重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なる場合は、全ての議決権が無効となりますのでご了承ください。

＊書面決議を行うにあたり、上記のお客様に関する情報を販売会社および弊社が共有することにご同意いただいたものとさせていただきます。

～個人情報の取扱いについて～

お預かりいたしました個人情報は、繰上償還の実施の判断および議決権行使にかかるご本人確認のみに使用いたします。弊社では、ご本人の承諾がない限り、お預かりいたしました個人情報を上記以外の目的に使用すること、また、販売会社以外の第三者に開示・提供することはありません（法令により開示を求められた場合を除きます）。

５．書面決議の結果について

繰上償還にかかる書面決議の結果は、書面決議終了後、速やかに弊社ホームページ（https://www.tokiomarineam.co.jp/）等にてお知らせいたします。

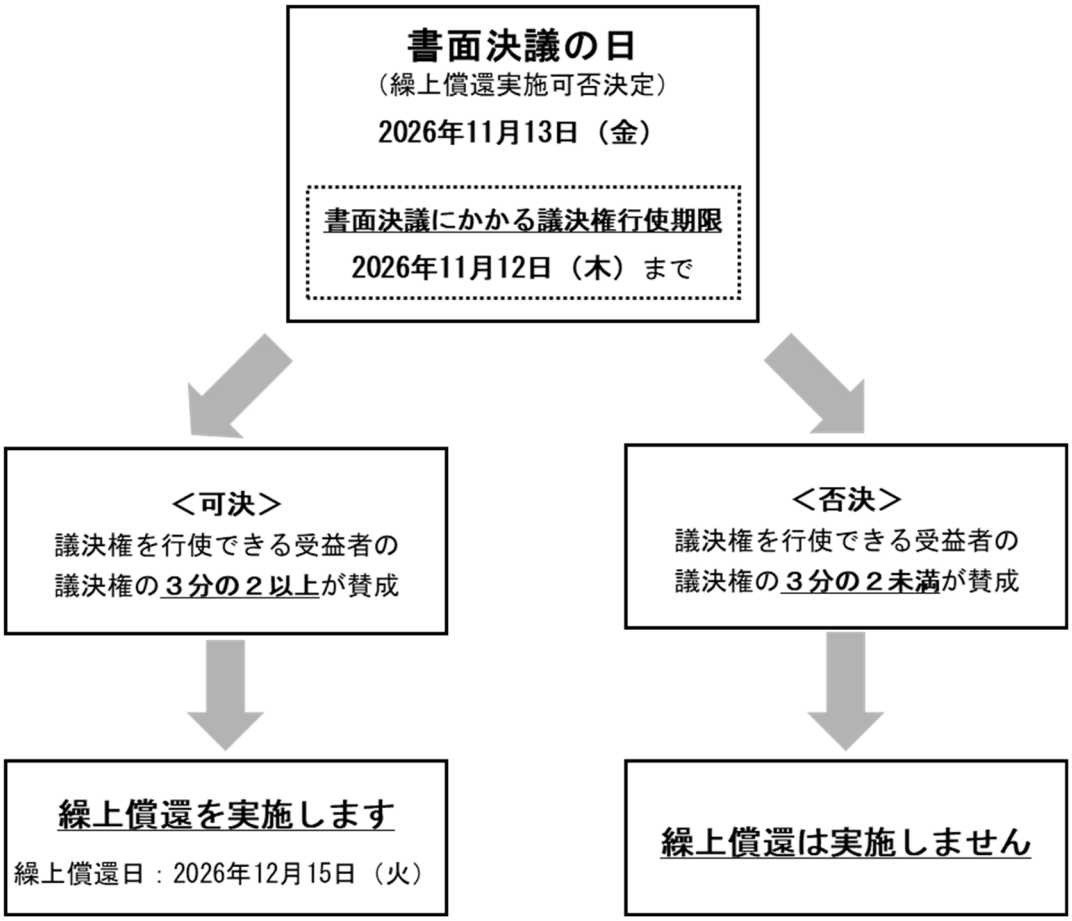

※各ファンドは、繰上償還が決定された場合でも、受益者が換金（解約）のお申込みを行ったときは、弊社が信託契約の一部の解約をすることによりお申込みに応じ、公正な価格により解約代金が支払われます。そのため、各ファンドの約款第 57 条の規定に基づき、本議案に反対された受益者が受託会社に対して受益権の買取請求を行うことはできません。

【ご注意事項】

各ファンドは独立して書面決議が行われ、書面決議の結果、否決されたファンドについては繰上償還いたしません。

ただし、否決されたファンドの運用が継続された場合であっても、可決されたファンドの繰上償還により、マザーファンドの純資産総額が著しく減少する場合、または、受益者様の解約や市場動向によりさらに各ファンドの純資産総額が減少する場合、商品性の維持が困難になる可能性が高まることから、改めて書面決議を行うことがあります。

本件に関するお問合せ：東京海上アセットマネジメント株式会社　サービスデスク
フリーダイヤル：０１２０-７１２-０１６（土日祝日・年末年始を除く 9 時～17 時）

以 上